

「特定商取引法」改正のポイント(1)

平成 16 年の通常国会で成立した「特定商取引に関する法律」が、平成 16 年 11 月 11 日に施行になりました。この法律の規制対象となっている取引形態は以下の通り。

1. 訪問販売
2. 電話勧誘販売
3. 通信販売
4. 特定継続的役務提供(エステ、語学教室、家庭教師など)
5. 連鎖販売取引(マルチ商法)
6. 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)

国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システムに寄せられた苦情のうち、この6つの取引形態に関するものが6割以上を占めていることから、より実効性を伴うための改正が行われるに至りました。

法律の内容は「行政規制」と「民事ルール」から成り立っています。前者は、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引形態の特性に応じた規制が事業者に対して行われ、違反した場合は改善指示や業務停止の行政処分、または罰則が科せられるというものです。

後者は、消費者が意に反する契約によって不当な損害を受けないよう、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定めるものです。今回の改正では、「行政規制の強化」と「民事ルールの整備」が行われています。今回は「行政規制の強化」についてみていきます。

勧誘目的の明示の義務付け

(対象: 訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引)

販売目的を隠して近づくことにより、消費者の自由な判断が奪われ、トラブルにつながるケースが多いことから、「勧誘に先立って(勧誘行為を始めるに先立って)」「契約締結について勧誘をする目的である旨」について

も明らかにすることが義務付けられました。

勧誘行為とは、「〇〇を買いませんか」と直接的に勧めることだけでなく、「〇〇をお使いになるとこのように便利です」など、客観的にみて消費者の購入意思の形成に影響を与えていると考えられる場合には勧誘行為とみなされます。

不実告知に係る重要事項の明確化 (対象: 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供)

従来は、不実告知の対象となる重要事項の規定を「契約に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼす重要なもの」としていました。しかし、わかりにくいとの指摘が多く、以下の①から⑦まで詳細に規定することで、構成要件の明確化を図りました。

- ① 商品の種類及びその性能もしくは品質または権利もしくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして経済産業省令で定める事項
- ② 商品もしくは権利の販売価格または役務の対価
- ③ 商品もしくは権利の代金または役務の対価の支払い時期及び方法
- ④ 商品の引渡時期もしくは権利の移転時期または役務の提供時期
- ⑤ 当該売買契約もしくは当該役務提供契約の申込撤回または当該売買契約もしくは当該役務提供契約の解除に関する事項
- ⑥ 顧客が当該売買契約または当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約または当該役務提供契約に関する事項であって、顧客または購入者もしくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

これにより、点検商法等において「水道管が腐っている」「健康に良くない」といった指摘自体が⑥に該当する

こととなり、不実な内容を告げた場合は罰則対象となることが明示されました。

上記重要事項の①から⑤について故意に告げなかった場合、これまで連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引においてのみ罰則の対象となっていました。改正法では訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供においても罰則対象となっています。

合理的な根拠を示す資料の提出

(対象: 6つの取引形態すべて)

商品や役務の「効能」「効果」などに関して虚偽・誇大な広告や勧誘に遭い、商品購入等をしたものの効果が得られないといった場合、従来は効果等が存在しないことを行政庁が裏付けなくてはならず、その間にも消費者被害の拡大が懸念されていました。

そこで、虚偽・誇大な広告や勧誘を行っている疑いのある事業者に対して、「効果」等の裏づけとなる合理的な根拠資料の提出を求められるようになりました。資料が提出されない場合、特定商取引法上の違反行為とみなし、行政処分の対象にできません。

その他、「販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上の勧誘の禁止(対象: 訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引)」が新たに規定され、「報告徴収・立入検査の対象の拡大(対象: 6つの取引形態すべて)」により、特定商取引法における規制対象事業者だけでなく、密接な関係を有する一定の事業者に対しても報告を求めたり、立入検査が行えるようになりました。

今回の改正により、誇大広告や不実の告知の調査において、立証責任を事業者に転換した点は画期的ですが、民事的な契約取消権の行使には適用できず、今後の課題となっています。

次回は「民事ルールの整備」についてみていきます。

(クルー 内藤眞弓)